

コンビニ交付の導入による証明書交付サービスの拡充について

1 経緯

- 平成25年5月24日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が参議院本会議において可決・成立
- 平成27年4月3日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令(平成27年政令第171号)公布(個人番号の指定・通知等:平成27年10月5日～、個人番号の利用・個人番号カードの交付開始:平成28年1月1日～)
- 平成27年6月1日 個人番号カードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書の自動交付導入に伴う個人情報の取扱いについて情報公開・個人情報保護審議会へ諮問・答申

2 証明書交付サービスの拡充

住民票の写し等の証明書交付については、現在、戸籍住民課(総合庁舎)、地区サービス事務所(4か所)及び行政サービス窓口(3か所)の各窓口でサービスを提供しているところである。

個人番号カードの交付開始に伴い、個人番号カードに格納される電子証明書の発行番号を利用した証明書のコンビニ交付が可能となる。

コンビニ交付の導入により、証明書交付の拠点及び取扱時間を大幅に拡充することが可能となることから、交付事務の効率化を図りつつ、証明書交付サービスを充実させていくこととする。

3 コンビニ交付を提供するコンビニエンスストア

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK及びサンクス等の各店舗(約4万5千店舗。目黒区内には約100店舗)

4 コンビニ交付の取扱時間

平日・休日ともに午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く。)

5 コンビニ交付を行う証明書の種類

- (1) 住民票の写し（除票・改製原住民票を除く。）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書（除籍・改製原戸籍を除く。）
- (4) 戸籍の附票の写し（除附票・改製原附票を除く。）

※ 戸籍関連の証明書は、住所・本籍が目黒区の者に限る。

6 コンビニ交付における手数料

証明書の種類	コンビニ交付 手数料	(参考) 窓口手数料
住民票の写し	200円	300円
印鑑登録証明書	200円	300円
戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書	350円	450円
戸籍の附票の写し	200円	300円

7 コンビニ交付における主なセキュリティ対策

- (1) 申請から交付までのすべての手続は、証明書手数料の支払を含め、コンビニエンスストア従業員を介在することなく利用者が行う。
- (2) 個人番号カードの IC チップとその暗証番号により本人確認を行う。
- (3) データの送受信は専用回線を用い通信を暗号化することによりデータの漏えいを防ぐ。
- (4) 利用後の個人番号カード、証明書などの置き忘れを防ぐため、音声とタッチパネル画面で置き忘れを警告する。※ 音声で伝える

8 今後の予定

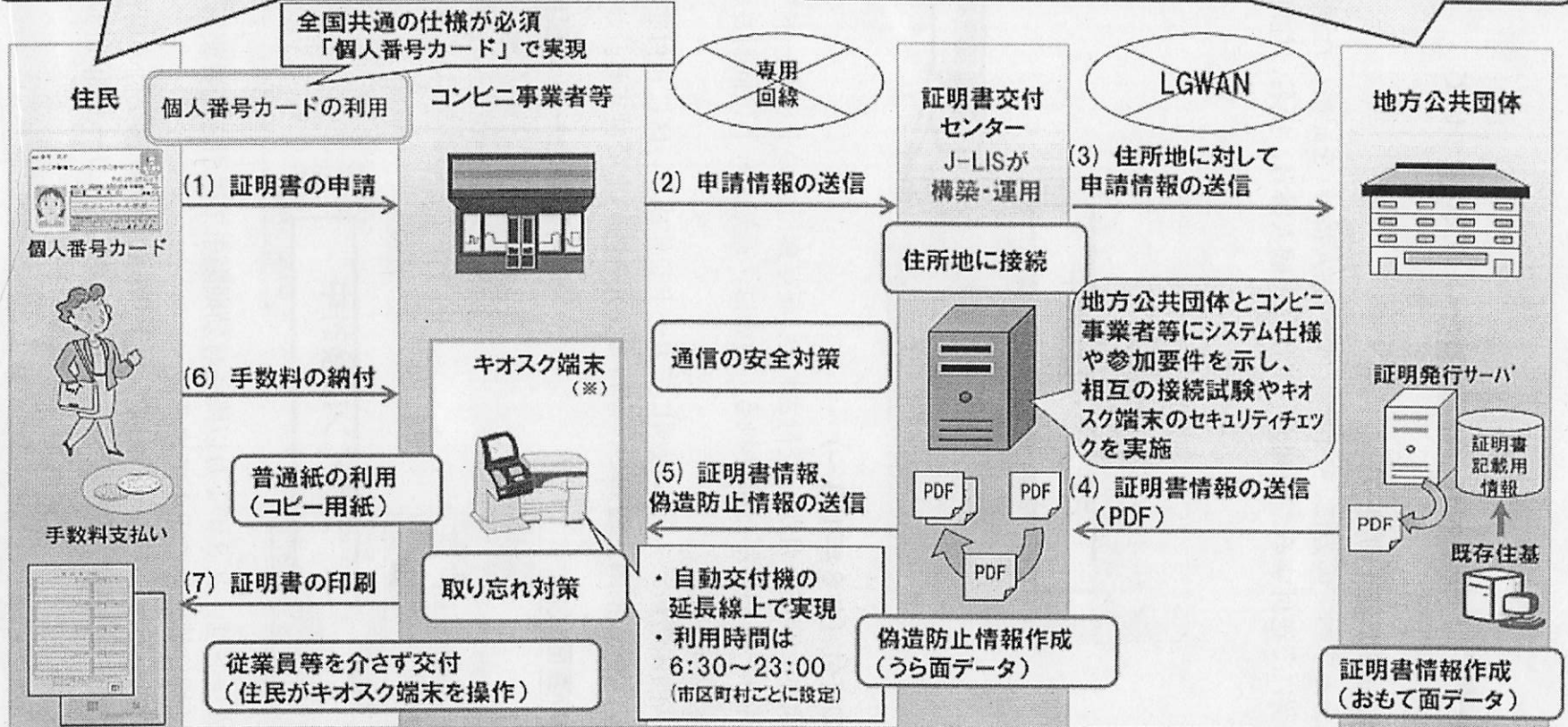
平成27年9月	第3回定例会に手数料条例及び印鑑条例の改正議案を提出
平成27年10月5日	個人番号の指定・通知
⋮	めぐろ区報等による周知
平成28年1月	個人番号カード交付開始
平成28年1月以降	コンビニ交付サービス開始 (1月末?)

以 上

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



- ・平成27年7月1日現在で100の市区町村が参加
- ・コンビニ交付参加の事業者は、セブン-イレブン (全店舗)、ローソン (全店舗)、サークルKサンクス (全店舗)、ファミリーマート (全店舗)、Aコープ北東北 (岩手県内1店舗)、セイコーマート (全店舗)、イオンリテール (千葉県内1店舗)、国分グローサースチェーン (コミュニティストア等、全国の店舗に順次展開予定)

(※) タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

通知カードの送付及び個人番号カードの交付について

1 通知カードの送付（27年10月～）

住民票に登録のあるすべての方に、マイナンバー（個人番号）を記載した通知カードを、世帯ごとに簡易書留にて送付する。通知カードには、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載される。

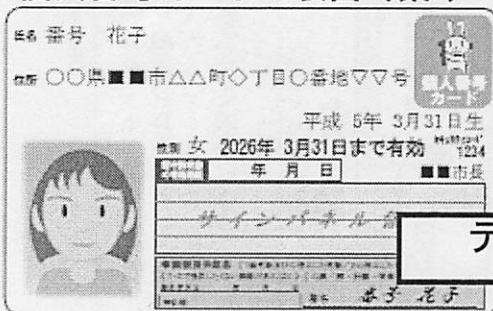


2 個人番号カードの交付（28年1月～）

希望者の申請により28年1月から交付される。顔写真付きのICカードで、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別等が記載される。申請は、通知カードに同封される申請書を郵送する方法等により行う。

申請後、地方公共団体情報システム機構にてカードを作成し、区に送付する。区は、これを受け、申請者に交付の案内を通知し、窓口で身元確認の上交付する。

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



※ 住民基本台帳カードは、28年1月以降も有効期限までは引き続き使用できるが、個人番号カードに切り替えることもできる。

※ 通知カード、個人番号カード共に初回の交付手数料は無料。再交付の場合は、国が示した再交付手数料相当経費（通知カード500円、個人番号カード800円）を踏まえて手数料を徴収予定。

3 コールセンターの設置（27年9月～28年3月、平日9時～5時）

番号制度全般についての問い合わせに対応するほか、個人番号カード交付の臨時窓口の予約を受け付けるため、区独自のコールセンターを設置する。